

令和5年第10回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和5年9月25日（月）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和5年9月25日（月）午前9時25分

3 場 所 小国町役場4階 大会議室

4 出席した委員	1 番 安 部 茂	5 番 小 嶋 剛
	2 番 大 谷 健 人	6 番 金 敦 子
	3 番 横 山 隆 藏	7 番 山 口 満
	4 番 舟 山 孝 夫	

5 出席した職員

事務局長	渡 邊 久 光
事務局次長	横 山 真 也
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	安 部 佳 奈

6 付 議 案 件

議第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 皆様、おはようございます。本日の出席委員は、7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は、成立いたします。ただいまから令和5年第10回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第16号番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

大谷委員 本案件に関して9月22日午前10時から現地を調査してきました。

立会人は、■■■■さんは近くだったので立ち会いましたが、■■■■さんは遠方で高齢とのことでしたので電話で確認しました。

■■さんは高齢、遠方ということで、親戚の■■さんをお願いすることになったものです。■■さんは、以前、幸町にお住まいで、畑をやっていたとのことです。

現地は、基盤整備済みでも無く、面積も大きくないのですが、以前から農業されるところを見かけました。

■■さんは、そこから200m位離れたところで、耕作に問題が無く、周囲に迷惑をかけることも無く、今回の許可に関して問題はないものと判断しました。

議 長 ありがとうございました。

ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ごさいませんか。

それでは、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第16号番号1について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでごさいますので、議第16号番号1について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第16号番号2について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

舟山委員 議第16号第2について 調査しました。

最初に場所について、今回の申請は536番ですが、現地は、535番と536番が1枚の田になっています。筆界に最初から畦畔が無く、基盤整備で杭はあるが、1反と1反5畝を合わせてせて2反5畝の田となっています。

これまで、■■■■■さんが■■■■■さんに貸して、■■■■■さんが耕作しているとのことです。

■■■■■さんは施設に入所中で、■■■■■さんは82歳とのことで、■■行政書士が兩人から代理人として委任されており、委任状を確認しました。

9月23日、■■代理人と現地確認をしました。

隣接しており、現在も耕作しているので第3条第2項の各号については問題が無いと思います。

■さんが82歳と高齢で将来的に耕作可能なのかという点について、息子さんが3月に退職し耕作するという意思を確認しました。■さんは、4,200㎡耕作し、他の土地は貸しているとのことですが、今後は息子さんと相談するということでしたので、問題無いものと判断しました。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ごさいませんか。
 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
 議第 16 号番号 2 について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

 (全員挙手)

議 長 異議無いようでごさいますので、議第 16 号番号 2 について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。議第 17 号番号 1 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

 こちらは、作業ヤード確保を目的とした一時転用です。工事期間終了後の農地復元計画等により、当該農地や周辺農地への影響はないものと判断し、書類を受理しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

安部委員 本件に関して、22 日午前 8 時から、塚原推進委員、羽田係長、■■■■■さん、■■■の担当者の■■■さんに同席いただき現地調査しました。
 現地は、徳網地区の県道の近くで、活性化センターの隣の畑です。
 工事は鉄板を敷くなど養生して土地を傷めないようにすることです。
 工事の期間が 1 月 30 日までですが、この場所は、活性化センターの雪が落ちる場所で、雪捨て場にもしている。撤去作業は大丈夫か聞いたところ、雪が消えた後で確認して問題があれば直しますということだったので、作業ヤードとしての一時転用に問題は無いものと判断しました。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ごさいませんか。
 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
 議第 17 号番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第17号番号1について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、議第17号番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

こちらにつきましても、作業ヤード確保を目的とした一時転用です。工事期間終了後の農地復元計画等により、当該農地や周辺農地への影響はないものと判断し、書類を受理しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

横山委員 調査は9月22日10時から行いました。

五味沢の立ち会いの後、■■■の■■さんが来て立ち会っています。私と横山推進委員、事務局の羽田さん、■■■■さんで、5人で立ち会いました。

■■■■さんのアスパラガス作付け地の先に基地局があり、5Gにする装置を設置するため作業道が必要とのことで、アスパラガス、うど、ワラビがありますが、鉄板を敷いて影響が出ないようにするとのことでした。

春になって何かあれば相談させてもらい対応したいということであり、冬工事機械を準備して対応するとのことでしたので、問題無いものと判断しました。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第17号番号2について、原案のとおり決定することにご異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第17号番号2について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (報告)

9月総会に係る申請書受付期間の8月11日から9月10日までの間に届出があったのは、4件でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。書面をもって報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第10回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は、大変ご苦労さまでした。

(午前9時25分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月25日

議 長

署名委員

署名委員